

宛に左の要件を含む指令を出した。

一各組合各支部は全国婦人同盟を支持すること。

二此際各組合婦人部長を決定し婦人部を確立して全国婦人同盟と連絡提携すること。

三各組合婦人部長氏名並びに全国婦人同盟参加の婦人数を本月末(月末)までに同盟婦人部長宛宛通知すること。

四近來労働農民党の指導下に於ても同様形式となり婦人同盟成立(自下)東婦人同盟なるものあり。また社会民衆党等にも労働婦人同盟なるものあり。何れも実質なきも宣伝の道具に利用せんとするものなれば、かゝるものは組合同盟本来の指導精神を保持して対立抗争せず非抗争を期すべきこと。

本中央委員会は正式に全国婦人同盟支持を声明すると共に各組合各支部が以上の指令を執行すべきを決定した。

四 日本労働党支部充実に関する件

君が日本労働党は去る府縣会選挙に對する勇敢なる闘争に依つて本部の組織を充実に更に各地方支部も此機により活発なる日常闘争を政治的に展開せんとしてゐる。この時に当り吾が組合同盟は各地方支が此の政治闘争に積極的に乗出すことを必要と認める。その爲には全国大会の決議の趣旨に依り左の件を即時実行すること。一各支部は所在の日本労働党支部又は支部準備会に積極的参入すること。

一各支部は所属組合員の入党申込書及び党誌を纏めて党支部に届け出ること。

一各支部と党支部との関係複雑なる場合には政務部を確立して組合運動と政党運動との密接なる連絡を圖ると共に両者の混合を避くべきこと。

一尚其他組合支部が党支部を積極的の支持する爲に複雑なる問題ある時は組合同盟政務部(又は組合本部政務部)に指令を受くべきこと。

五 反賃下生活賃銀確立運動に幹する件

本年春以來捲き起し來つた賃銀値下反對運動は其後各地に於て勇敢なる総争闘争を指導しつゝあり。既に各地に於て組織運動及び日本労働党支部組織の運動にまで進展してゐる。今や年未を控へたる闘争期に直面して本運動を益々組織的に指導すると共に日本労働党を通じて文を生活賃銀法獲得、團結權、罷業權の確立のために政治闘争として戦はなければならぬ。此の方法の下に

一反賃下運動の各地正を拡大すること。

一党大会に於て生活賃銀法獲得、罷業權、團結權確立のため積極的闘争を提議すること。

六 自主的労働調査完成の件